

令和4年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年1回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することが義務づけられています。

令和4年度では市内で報告義務がある大気排出基準適用施設2施設（1事業所）において、測定結果の報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

令和4年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	排出ガス			焼却灰（燃え殻）			ばいじん（飛灰）			備考	
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準		
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19番5号	1	R4.11.21	0.0058	1	R4.8.1	0.0073	-	R4.8.1	1.4	-	No.4 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。	
				R5.2.1			0.027	R5.2.1		0.88				
			2	R4.9.2	0.0032	1	R4.6.1	0.02	-	R4.6.1	1.2	-		No.5 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。
							R4.10.7	0.017		R4.10.7	1.5			
							R4.12.15	0.0094		R4.12.15	0.8			

焼却灰、ばいじんについては、薬剤処理をしている場合には基準はありません